

第2章 福祉・保健・医療

住み慣れた地域で、一人ひとりが健康で
いきいきと安心して暮らせるまち

- 5 高齢者福祉の推進
- 6 障害者福祉の推進
- 7 地域福祉の推進
- 8 社会保障の適正運営
- 9 健康づくりの推進
- 10 保健衛生・医療体制の充実

施策	NO.5	高齢者福祉の推進
	目的	高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で健康で安心して暮らせること。

施策を取り巻く状況

現状

- ・平成27（2015）年1月の本市における65歳以上の高齢者は、総人口の24.3%を占めています。また、今後はさらに高齢者人口が増加し、特に75歳以上の人口の割合が急速に大きくなると見込まれます。
- ・世帯構成では、高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が、ますます増加することが見込まれます。
- ・急速な高齢者人口の増加に伴い、支援や介護が必要な高齢者の増加が見込まれます。

課題

- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるよう、体制を整えることが必要です。
- ・元気な高齢者が希望に応じて就労できる機会、地域における居場所や活躍の場づくりなど、高齢者の社会参加の促進を図っていくことが必要です。
- ・認知症になっても本人の意思が尊重され、安心して暮らすことができるための福祉・医療等のサービスの充実、また介護者など家族の支援体制の充実が必要です。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 地域包括ケアシステムの構築（地域包括ケア推進課）

- ① 医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスを一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。 ●関連 [No.18 協働による計画的なまちづくりの推進]
- ② 地域包括ケアシステム構築の中核的機関である、地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- ③ 医療団体等の関係機関と連携し、在宅医療・介護連携を推進します。

2 生きがいづくりの充実（高齢者いきがい課）

- ① 高齢者のふれあいや交流の機会を増やし、生きがいづくりを支援します。
- ② 高齢者の価値観やライフスタイルの多様化に合わせた生涯学習、就労支援の充実、世代間交流の活動などを促進します。
●関連 [No.11 生涯学習活動の推進、No.29 就労の支援と労働環境の改善]
- ③ 元気な高齢者が、地域において支える側となり、楽しみながら活躍できるよう、ボランティア活動などの社会参加を支援します。

- 3 介護予防・生活支援の推進**（地域包括ケア推進課、高齢者いきがい課、健康づくり支援課）
- ① 高齢になっても、できる限り介護を必要とせず、健康でいきいきした生活が送れるよう、また、介護が必要となった場合でも、状態の改善や悪化の防止を目的とした施策を推進します。
 - ② 介護や支援が必要な高齢者等の日常生活を支援する在宅福祉サービスの充実に努めます。
- 4 権利擁護・認知症支援施策の推進**（地域包括ケア推進課、高齢者いきがい課）
- ① 高齢者の権利擁護を図ります。また、関係機関と連携して高齢者虐待の防止や早期発見、適切な対応に努めます。 ●関連 [No.40 平和で思いやりのある社会づくり]
 - ② 認知症への理解を深めるための取組を推進するとともに、適切なサービスの提供や相談支援体制の充実に努めます。
 - ③ 認知症の人やその家族が地域の中で安心して生活できるよう、地域ぐるみで支え合う体制づくりを推進します。
- 5 介護サービスの充実**（地域包括ケア推進課、介護保険課）
- ① 住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、計画的な介護サービスの整備を促進します。
 - ② 利用者が良質な介護サービスの選択ができるよう、介護サービス事業者との連携を図り、サービスの質の向上に努めます。
 - ③ 地域包括ケアシステムの構築に向け、地域におけるサービスの担い手の確保や育成に努めます。
- 6 居住環境の整備・充実**（高齢者いきがい課、介護保険課）
- ① 住宅改善等に対する支援の充実に努めます。 ●関連 [No.27 良好な住環境の創出]
 - ② 特別養護老人ホーム等の各種施設の整備・充実に努めます。

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
介護支援ボランティア事業登録者の累計数（人）	—	500	1,000
介護予防事業延べ参加者数*（人／年）	2,340	3,000	3,800
認知症サポーター養成講座の受講者数（人／年）	2,036	2,680	3,420

*介護予防事業延べ参加者数：介護予防事業として実施しているいもっこ体操教室の延べ参加者数。

施策	NO.6	障害者福祉の推進
	目的	自立と共生の考えのもと、障害のある人が住み慣れた地域でいきいきと暮らせること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・平成26（2014）年1月に、国は障害者の権利を実現するための措置等が規定された「障害者の権利に関する条約」を批准しました。また、平成28（2016）年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されます。
- ・本市における障害のある人は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、それぞれ年々増加傾向にあります。
- ・平成26（2014）年9月現在、市内の特別支援学校に通う市民の児童生徒数は270人です。また、平成26（2014）年5月現在、特別支援学級に通う児童生徒数は小学校174人、中学校101人です。

課 題

- ・障害を理由とする差別の解消や障害者虐待の防止を進めることが必要です。
- ・医療や学習、就労等の面における総合的な支援や、社会参加に向けたさまざまな支援が必要です。
- ・障害のある人が地域で安心して自分らしく暮らせるように、多様なニーズに応えられる福祉サービスの量と質の充実が必要です。

障害者手帳所持者等の推移

単位：人

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害者	9,635	9,763	9,896	10,049	10,093
知的障害者	1,926	1,996	2,037	2,103	2,168
精神障害者	1,349	1,514	1,684	1,875	2,020
難病患者	2,115	2,238	2,374	2,179	2,273

川越市障害者福祉課調べ（年度末）

※難病患者は特定疾患医療給付対象者の数。平成24年度から平成25年度の難病患者の減少については、一部特定疾患の認定基準の変更によるもの。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 差別解消及び権利擁護の推進（障害者福祉課）

- ① 障害に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を図るとともに、障害のある人となない人との相互理解と交流の促進に努めます。
●関連 [No. 40 平和で思いやりのある社会づくり]
- ② 障害のある人に対する虐待の防止及び早期発見と適切な対応に努めます。

2 保健・医療サービスの充実（障害者福祉課、高齢・障害医療課、健康づくり支援課）

- ① 障害のある人が乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期など、それぞれのライフステージに応じて、適切な医療サービスを受けられるよう環境の整備に努めます。
- ② 障害の早期発見、早期療育事業の充実に努めます。 ●関連 [No.2 児童福祉の推進]
- ③ 重度心身障害者医療費支給制度の安定的な運営を行い、重度心身障害者の福祉の増進を図ります。

3 早期療育の充実及び生涯にわたる学習機会の充実（こども家庭課、中央公民館、教育センター）

- ① 相談・支援の充実により、障害のある子どもの乳幼児期における成長を支援します。 ●関連 [No.2 児童福祉の推進]
- ② 学校教育における特別支援学級等の充実に努めます。 ●関連 [No.12 生きる力を育む教育の推進]
- ③ 障害のある人のための社会教育事業の充実に努めます。 ●関連 [No.11 生涯学習活動の推進]

4 雇用・就労の促進（障害者福祉課）

- ① 障害のある人が、適性に応じて働く場を確保できるよう、川越市障害者就労支援センターや関係機関の活用・連携に努めます。 ●関連 [No.29 就労の支援と労働環境の改善]
- ② 一般就労が困難な障害のある人の働く場を確保できるよう、就労継続支援事業所*など多様な就労の場の確保を推進します。 ●関連 [No.29 就労の支援と労働環境の改善]

5 社会参加の拡充（障害者福祉課）

- ① 障害のある人の社会参加に向けて、さまざまな情報を取得・利用できるよう、情報通信における情報アクセシビリティ*の向上、情報提供の充実などを推進します。
- ② 障害のある人が地域において、文化芸術やスポーツに親しむことができる環境の整備に努めます。 ●関連 [No.14 文化芸術活動の充実、No.17 生涯スポーツの推進]
- ③ 障害のある人が気軽に外出することができるよう、外出支援等の充実に努めます。

6 福祉サービスの充実（障害者福祉課）

- ① 多様なニーズに応じた福祉サービスの充実に努めるとともに、障害者相談支援事業等の充実に努めます。
- ② 意思疎通を図ることに支障がある人に対して、コミュニケーション支援事業の充実に努めます。
- ③ 住宅及び施設の整備を支援し、障害のある人の住まいの充実に努めます。 ●関連 [No.18 協働による計画的なまちづくりの推進]

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
障害者施策の満足度* (%)	37.4 (H25)	40	42
福祉施設から一般就労への移行者数 (人/年)	44	50	55

*就労継続支援事業所：就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う障害福祉サービス事業所。

*情報アクセシビリティ：パソコンやウェブページをはじめとする情報関連のハード、ソフト、サービスなどを、高齢者や障害のある人を含む多くの利用者が不自由なく利用できること。

*障害者施策の満足度：「川越市障害者支援計画」策定のためのアンケート調査において、「満足している」及び「少し満足している」と回答した人の割合。

地域福祉の推進

市民一人ひとりが、安心していきいきと暮らせる地域社会をつくること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・平成27（2015）年1月における本市の高齢化率は24.3%となり、約4人に1人が65歳以上となる一方で、年少人口は減少し、少子高齢化が進行しています。
- ・単身世帯の増加や地域コミュニティの希薄化が進んでいます。
- ・平成27（2015）年3月現在、市内22地区の社会福祉協議会において、地域福祉*を推進する具体的な方法や目標を定める地区別福祉プランの策定に向けた取組が行われています。

課 題

- ・年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、市民が社会から孤立することなく、地域でいきいきと安心して暮らせるよう支える体制の整備が必要です。
- ・地域福祉の担い手の育成や担い手のネットワークづくりが必要です。
- ・福祉制度の対象とならない事案や、複合的な問題を抱えた世帯など、既存の福祉サービスでは対応が困難な地域課題を、関係機関との連携や地域におけるふれあい・支え合い・助け合いの活動により解決するためのしくみの構築が必要です。



地域の高齢者と中学生とのふれあいの様子（南古谷中学校）

*地域福祉：障害の有無や年齢などに関係なく、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、市民、民間団体、事業者、行政が協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 地域福祉の意識づくり（福祉推進課、教育指導課）

- ① 地域における具体的な助け合い活動につながるような意識啓発を行うとともに、さまざまな機会や方法で情報発信を行います。
- ② さまざまな場面で、学校における福祉に関する教育の充実を図ります。
- ③ 市民、団体等が地域福祉活動に取り組むことができるよう、情報提供を行います。

2 地域福祉を担う人材の育成（福祉推進課）

- ① ボランティア体験の機会や福祉講座の充実により、地域福祉の担い手の育成を図ります。 ●関連 [No. 2 児童福祉の推進]
- ② 民生委員・児童委員の活動の充実を図ります。
- ③ コミュニティソーシャルワーク*実践者養成研修を実施し、地域における福祉課題を解決できる体制の充実を図ります。
- ④ 川越市社会福祉協議会のボランティア活動事業に対する支援を通じ、ボランティア活動の充実を図ります。

3 ふれあい・支え合い・助け合いのしくみの構築（福祉推進課）

- ① 地域にふさわしいふれあい・支え合い・助け合いの活動が展開されるよう支援します。
- ② 各地区社会福祉協議会において、住民や関係団体等の具体的な取組や役割などを定めた地区別福祉プランの推進が図られるよう支援します。

4 地域のネットワークの充実（福祉推進課）

- ① 川越市社会福祉協議会との連携の充実を図ります。
- ② 地域の活動主体が、地域の課題解決に向けて協力し合えるよう、地域のネットワークの基盤づくりを推進します。 ●関連 [No. 39 地域コミュニティ活動の推進]
- ③ 地域における見守りのしくみづくりを推進します。 ●関連 [No. 39 地域コミュニティ活動の推進]

5 安心して生活できる地域づくり（福祉推進課）

- ① 福祉サービスの充実に努めるとともに、相談機能の充実を図ります。
- ② 地域福祉の総合的な支援体制である地域福祉サポートシステムの構築を図ります。

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
コミュニティソーシャルワーク実践者養成研修の受講者累計数（人）	153	330	480

*コミュニティソーシャルワーク：どこに相談したらよいかわからない困りごとや、既存の公的な制度では対応しにくい問題などの福祉に関する相談に応じ、関係機関と連携しながら、生活環境の調整や、近隣住民による支え合いのしくみやサービスの構築を行い、課題解決に取り組むこと。

施策	NO.8	社会保障の適正運営
	目的	社会保障制度を適正に運用すること。

施策を取り巻く状況

現状

- ・ 国民健康保険の財政運営は、高齢化等に伴う医療費の増加や経済状況の影響等により厳しい状況となっています。また、平成 30（2018）年度から、国民健康保険の財政運営の責任主体が県となります。
- ・ 後期高齢者医療制度の被保険者は、制度開始の平成 20（2008）年 4 月 1 日には 23,190 人で本市の総人口の 6.9%でしたが、平成 27（2015）年 4 月 1 日には 34,741 人で本市の総人口の 9.9%と急増しています。
- ・ 要介護認定者数の増加に伴い、介護サービス利用者のさらなる増加が見込まれます。
- ・ 生活保護の受給世帯数が増加傾向にあります。また、今後、高齢化の進行等により、要保護世帯のさらなる増加が見込まれます。
- ・ 安定した雇用の減少や世帯構造の変化によって、複合的な問題を抱える生活困窮者が増加しています。

課題

- ・ 増え続ける医療費の適正化を図る取組が必要です。
- ・ 国民健康保険の財政運営の責任主体を県へ円滑に移行する必要があります。
- ・ 後期高齢者医療制度について、運営主体である埼玉県後期高齢者医療広域連合との連携を強化する必要があります。
- ・ 利用者が真に必要とするサービスを介護サービス事業者が適切に提供する必要があります。
- ・ 生活困窮者の早期発見、寄り添い型の支援*を実施するため、地域ネットワークの強化と関係機関との連携を図る必要があります。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 国民健康保険制度の健全な運営（国民健康保険課）

- ① 医療費適正化に向けた取組を進め、国民健康保険事業の安定的な運営を図ります。
- ② 国民健康保険税の適正な賦課に努め、収入の確保を図ります。

2 後期高齢者医療制度の円滑な運用（高齢・障害医療課）

- ① 後期高齢者医療制度の安定的かつ健全な運用に努めます。

*寄り添い型の支援：本人の意欲や幸福追求に向けた想いに寄り添い、本人が自分の意思で主体的に自立に向けた行動をとれるようにサポートすること。

3 国民年金制度の啓発 (市民課)

- ① 広報紙等により国民年金制度の周知を行うとともに、国民年金相談業務の充実を図ります。

4 介護保険制度の健全な運営 (指導監査課、介護保険課)

- ① 介護給付適正化の取組を進め、介護保険の適正なサービス利用を図ります。
- ② 介護サービス事業者に対し実地指導等を行い、介護サービス事業者の適正な事業運営を促進します。

5 生活保護制度の適正な運営 (生活福祉課)

- ① 保護の受給要件の的確な把握等による制度の適正な運用を図ります。
- ② 就労支援相談員等を活用した早期就労による自立を支援します。
●関連 [No. 29 就労の支援と労働環境の改善]
- ③ 民生委員・児童委員など地域関係機関との連携強化を図ります。

6 生活困窮者自立支援制度の適正な運営 (生活福祉課)

- ① 生活困窮者自立支援制度*の周知を図り、自立に向けた寄り添い型の支援を行います。
- ② 生活困窮者支援のためのネットワークの構築を図ります。

国民健康保険加入者、医療費等の推移

被保険者数は年度平均

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
被保険者数 (人)	98,485	99,219	98,896	98,089	96,438
医療給付費 (千円)	23,296,414	24,039,905	24,287,857	24,807,445	25,249,347

川越市国民健康保険課調べ

要介護認定者数、介護保険給付費の推移

要介護認定者数は年度末現在

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要介護認定者数 (人)	10,014	10,385	10,996	11,539	12,207
保険給付費 (千円)	13,691,050	14,419,356	15,481,490	16,222,387	17,024,260

川越市介護保険課調べ

生活保護被保護世帯数と保護率*の推移

被保護世帯数は年度平均

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
被保護世帯数	2,738	2,925	3,055	3,143	3,242
保護率 (%)	1.15	1.21	1.24	1.27	1.29

川越市生活福祉課調べ

*生活困窮者自立支援制度：さまざまな困難の中で生活に困窮している人に対し、仕事や住まい、家計相談など包括的な支援を行う制度。

*保護率：人口 100 人当たりの被保護人員数の割合を表す。

施策

NO.9

健康づくりの推進

目的

健康への意識や生活習慣の改善を促進し、健康寿命の延伸を図ること。

施策を取り巻く状況

現状

- ・本市の死因別死亡者数の上位をみると、悪性新生物（がん）が約3割、心疾患（高血圧症を除く）が約2割、脳血管疾患が約1割となっており、三大生活習慣病が全体の約6割を占めています。
- ・平成25（2013）年の本市における65歳からの健康寿命*は、男性が16.80年、女性が19.55年となっています。
- ・平成25（2013）年度から健康寿命を延ばすことを目的とした「ときも健康プロジェクトいきいき川越大作戦」が始まり、市民が主役の健康づくりに取り組んでいます。
- ・口腔の健康は、市民が健康な生活を営む上で重要な役割を果たすことから、平成25（2013）年に「川越市歯科口腔保健の推進に関する条例」を制定し、生涯にわたる健康づくりや食育の取組と一体的かつ総合的に口腔の健康への取組を推進しています。

課題

- ・ライフステージの各時期に応じて、よりよい生活習慣をつくることや生活習慣病の早期発見と重症化の予防が必要です。
- ・誰もが参加できる健康づくりのために活用できる事業や、施設、地域環境などが必要です。
- ・がんの早期発見、治療のため、市民のがん及び検診への意識を高め、定期的ながん検診を受けることが必要です。



ときも健康プロジェクトとして
取り組んでいるラジオ体操



胃部エックス線
撮影装置



乳房エックス線撮影装置
（マンモグラフィ）

保健所に備え付けてあるがん検診設備

*健康寿命:65歳に達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間のことで、具体的には介護保険制度の「要介護2」以上の認定を受けずに生活できる期間のこと。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 健康づくりの支援（健康管理課、健康づくり支援課）

- ① 関係機関・団体とのネットワークを構築し、相互に連携し、健康づくりの基盤の充実に図ります。
- ② 地域で活動する保健推進員等の団体の育成や活動を支援し、協働して健康講座等を行います。
- ③ 一人ひとりが食育に関心を持ち、実践できるよう食育に関する取組の充実に図ります。
●関連 [No. 13 教育環境の整備・充実]
- ④ 生涯にわたり歯と口の健康を維持できるよう、歯科口腔保健の充実に図ります。
- ⑤ 乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを支援します。
●関連 [No. 1 少子化対策の推進、No. 17 生涯スポーツの推進]
- ⑥ 健康の視点から地域の特性に合わせた健康づくりの活動や地域づくりを推進します。
- ⑦ 疾病の早期発見、早期治療を目的とした健康診査や、健康づくり等のための相談や教育を実施するとともに、関係機関と連携して健康情報の発信と意識の啓発を図ります。

2 特定健康診査等の実施（国民健康保険課）

- ① 特定健康診査の受診率向上の取組を進めるとともに、受診者に占めるメタボリックシンドローム*該当者及び予備群の割合の減少を図ります。

3 がん検診等の実施と受診勧奨（健康管理課）

- ① がん検診、骨密度検診、肝炎ウイルス検診、歯周病検診、無保険者健康診査を実施し、受診を勧奨します。
- ② 検診により要精密検査と判定された市民に対し受診を勧奨します。
- ③ 特定健康診査の対象以前の年齢（若年者）を対象にした健康診査を実施し、受診を勧奨します。

指標	実績値	目標値	
		H32	H37
健康寿命（年）	男 16.80 女 19.55 (H25)	男 17.43 女 20.18	男 18.06 女 20.81
かかりつけ歯科医を持つ市民（％）	76.8 (H26)	85.0	87.0
三大生活習慣病死亡数の比率（％）	58.01 (H23-25 平均)	57.0 (H28-30 平均)	56.0 (H33-35 平均)

*メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を併せもった状態。

保健衛生・医療体制の充実

保健衛生と医療体制の充実を図り、市民の健康が保持、増進されること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・ 仕事や生活等に関するストレスから、不安や悩みを強く感じる人が増加しています。
- ・ 地球温暖化等の影響により、従来亜熱帯で発生していたデング熱等の国内での発生事例が報告されています。海外では、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、中東呼吸器症候群 (MERS)、エボラ出血熱などの危険な感染症が流行している地域があります。
- ・ 夜間、休日の初期救急医療を確保するため、川越市医師会夜間休日診療所を支援するとともに、在宅当番医制事業及び休日歯科診療所運営事業を実施しています。また、夜間、休日の二次救急医療を確保するため、病院群輪番制参加病院及び埼玉医科大学総合医療センターを支援しています。
- ・ 食の安全・安心を揺るがすことにつながる、食品への異物混入や偽装表示などが起こっています。

課 題

- ・ 精神保健に対する理解の醸成と精神障害者への継続的な支援が必要です。
- ・ 感染症の予防とまん延防止の取組が必要です。
- ・ 地域での適切な医療提供体制の確保を図る必要があります。
- ・ 食の安全・安心を確保するための取組が必要です。



川越市保健所

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 精神保健対策の推進（保健予防課）

- ① 関係機関と連携を図りながら、精神保健相談や訪問指導を充実し、市民の心の健康づくりを推進します。
- ② 精神障害者の社会復帰と自立を支援し、社会経済活動への参加を促進します。
- ③ 精神保健に関する正しい理解と知識の普及・啓発や関係団体等の育成に努めます。

2 感染症予防対策の推進（保健予防課）

- ① 結核やエイズをはじめとする感染症の正しい知識の普及・啓発を図り、感染症の予防とまん延の防止に努めます。
- ② 関係機関や団体との協働による疾病予防体制の整備を図るとともに、緊急時における危機管理体制を強化します。

3 地域医療体制の整備・充実（保健医療推進課、保健総務課）

- ① 医療団体等と連携して、かかりつけ医の定着、かかりつけ薬局の普及、病診連携の推進、救急医療体制の整備、在宅医療の充実などを図ります。
●関連 [No. 43 消防・救急体制の充実]
- ② 保健・医療の関係団体等と協力し、介護・福祉との連携を進めます。
- ③ 医療機関や薬局等に対する監視・指導を行います。
- ④ 関係機関等との連携を強化しながら、薬物乱用防止の啓発等を推進します。

4 食の安全・衛生的な住環境の確保（食品・環境衛生課）

- ① 食品営業施設、給食施設等への監視・指導を行います。
- ② 公衆浴場や理容所など生活に密着した生活衛生施設への監視・指導を行い、衛生水準の維持向上を図ります。
- ③ 特定建築物*の衛生的な維持管理の指導に努めます。
- ④ 犬や猫等の適正飼養*や動物愛護の普及・啓発に努めます。

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
結核り患率（人口10万対）	13.8	10	10
かかりつけ医を持つ世帯（%）	63.7 (H27)	68	73
在宅療養支援診療所*の累計数（か所）	14	22	33

*特定建築物：「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、維持管理上、特に配慮が必要な3,000㎡以上の面積を有する建物。

*適正飼養：人と動物が共生できるように、適正なルールのもと飼育すること。

*在宅療養支援診療所：24時間必要に応じて、往診や訪問看護などを行う診療所。

